

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	相作地区	平成17年1月11日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	相作地区	平成18年1月16日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	明見南地区	平成18年7月18日
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	小坂北地区	平成19年3月23日
高松市	非補助土地改良事業 (ほ場整備事業)	大溝地区	平成12年2月29日
〃	基盤整備促進事業 (ほ場整備事業)	音谷第1地区	平成15年3月21日
高松市西植田土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業)	尾越地区	平成19年7月25日
高松市糠山池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	谷本池地区	平成17年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	矢野地区	平成19年1月22日
高松市木太土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	中天地区	平成17年2月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	六反地地区	平成17年6月6日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	札幌地区	平成17年5月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西浜地区	平成18年12月13日